附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第２条の規定による一部負担金返戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

独立行政法人国立印刷局の中期計画の公表について

独立行政法人通則法第30条第５項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の中期計画を定め、財務大臣の認可を受けましたので公表します。

なお、詳細については、ホームページ（http://www.npb.go.jp/）により公表します。

平成 25 年４月８日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　氏兼　裕之

１．財務大臣の認可　平成25年３月29日

独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成25年度）の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成25年度）を定め、財務大臣に届け出ましたので公表します。

なお、詳細については、ホームページ（http://www.npb.go.jp/）により公表します。

平成 25 年４月８日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　氏兼　裕之

１．財務大臣への届出　平成25年３月29日

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日建・レンタコムグループ厚生年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号

３．設立事業所の名称及び所在地　日建レンタコム株式会社　東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号、日建リース工業株式会社　東京都千代田区猿楽町二丁目７番８号

４．解散の理由　厚生年金保険法第145条第１項の規定による。

５．解散の認可があったものとみなされた年月日　平成25年４月１日

平成 25 年４月８日

東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号

日建・レンタコムグループ厚生年金基金

理事長　関山　正勝

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　関山　正勝

２．住所　東京都千代田区麹町一丁目４番

平成 25 年４月８日

東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号

日建・レンタコムグループ厚生年金基金

理事長　関山　正勝

会社公告

合併公告

平成二十四年九月二十八日開催の臨時社員総会において、左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議いたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月八日

埼玉県所沢市北野三丁目二〇番地一

（甲）医療法人啓仁会

理事長　角岡　東光

愛知県豊川市市田町大道下三〇番地の一

（乙）医療法人社団隆鷺会

理事長　角岡　東光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　京都府内において発行する産経新聞

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二十一頁

（乙）掲載紙　京都府において発行される産経新聞

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二十一頁

平成二十五年四月八日

京都市中京区烏丸二条下ル秋野々町五三一番地四四

（甲）ジャパンレジャーサービス株式会社

代表取締役　山下　武

京都市中京区車屋町通二条下ル仁王門突抜町三三五番地

（乙）平和観光株式会社

代表取締役　山下　武